

## 送 付 書

(発信日) 令和5年11月9日  
(受信者) 原告代理人 弁護士 高池勝彦 殿 (Fax 03-3263-6042)  
(発信者)

〒102-8225  
東京都千代田区九段南1丁目1番15号  
九段第2合同庁舎  
東京法務局訟務部

被告国指定代理人 法務事務官 高橋 佑介  
TEL 03-5213-1398  
FAX 03-3515-7307

## (事件の表示)

当事者 原告 株式会社自由社  
被告 国ほか3名

事件番号 東京地方裁判所 令和3年(ワ)第24321号

事件名 損害賠償請求事件

(本文) 書類等の送付について

上記事件について、下記書面を送付します。

記

1. 準備書面(7) 1通(9枚)

(本送信をもちまして上記書面の送付とさせていただきます。)

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を発信者及び裁判所あて送信願います。

## 受領書

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中 (Fax 03-3580-5769)

被告国指定代理人 東京法務局訟務部 高橋佑介 行 (Fax 03-3515-7307)

上記のとおり書面を受領した。

(発信日) 令和 5年 月 日

(受領年月日) 令和 5年 月 日

(受領者氏名・印)

# 副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名

## 準備書面 (7)

令和5年11月9日


東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣 

脇坂理絵 

高橋佑介 

田中日向子 


黄地吉隆 

中川覚敬 

相原恵子 

池田真信 

小池佑生 

長井俊輔 

長井俊輔 

被告国は、本書面において、原告の令和5年8月14日付け原告第八準備書面（以下「原告第八準備書面」という。）に対する被告国の反論を行う。

なお、略語については、本書面において新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 本書面における被告国の主張の概要

1 教科用図書としての合否の判定等の判断が、様々な観点から多角的に行われる学術的、教育的な専門技術的判断を要する事柄であり、その性質上、文部科学大臣の合理的な裁量に委ねられていること、このような専門的判断を適切に行うべく、文部科学大臣は、その諮問機関である検定審議会の意見を尊重して合否の判定等を行うこととなっていること、したがって、その検定審議会の判断の過程に、申請図書の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況等についての認識や、検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤があり、文部科学大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限り、当該判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国賠法上違法となり得るものであることは、既に主張したとおりである（被告国準備書面(1) 27ページ、被告国準備書面(2) 2ページ）。

2 なお、家永第一次教科書訴訟判決が以上のように判示したことについては、「検定意見の内容により要求される学説状況の程度も異なること、判断の基準は検定当時の学説状況であり、今日時点のものではないこと、審査の対象は学界における学説状況であり、学説内容の当否、優劣ではないこと、教育的な相当性と学問的な正確性を峻別すべきであることを示したもの」であるとされている（瀧澤泉・平成5年度最高裁判例解説民事篇426ページ）。

そして、例えば「歴史上の事象について学説が分かれる場合、何が学界における定説かということになると、裁判所がその判断をすることは容易ではない。

また、広く知られていない事象については、どの程度の研究発表があった場合に教科書に記載してよいかについての判断も同様である。正に学術的、教育的な専門技術的判断を要するのであって、検定審議会ひいては文部大臣の裁量にゆだねられるところが大きいというべきであろう。」（下線は引用者。大橋弘・平成9年度最高裁判例解説民事篇1045ページ）ともされる。

以上からすれば、教科用図書の場合等の判定は、検定審議会ひいては文部科学大臣の合理的な裁量に委ねられるところ、その裁量は、事柄の性質上、広く認められるというべきである。

- 3 以上に対し、原告は、原告第八準備書面において、「極端に不公平な検定は国賠法上違法となる」のであって、本件申請図書に対する検定意見は裁量権の範囲を逸脱したものであるとし、被告委員らは、本件申請図書を一発不合格にしようと申し合わせ、執拗に誤植をチェックし、それでも一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況について」「看過し難い過誤」とみられない程度に意見を付け、他社については全く事実上検定をしないという「明らかに不平等な取り扱い」をして、本件申請図書を一発不合格にしたなどと主張する（原告第八準備書面3ページ）。

当該主張が、前記1に述べた国賠法上の違法の判断枠組みとの関係でどのように位置付けられるのかは、引き続き明らかでないものの、被告国は、「被告ら側の不公正な意図を推認させる重要な事実であると主張するものであり、単体で不法行為を構成することを主張するものではない」とされていることを踏まえ（第5回口頭弁論調書、第8回口頭弁論調書）、本書面において、原告の主張するような「不公正な意図」を裏付ける事実は何ら存在しないことを述べる。

## 第2 本件申請図書の検定過程に関する原告の主張に理由がないこと

- 1 前記第1の3のとおり、原告は、被告委員らが、本件申請図書を一発不合格にしようと申し合わせ、執拗に誤植をチェックし、それでも一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況について」「看過し難い過誤」とみられない程度に意見を付けた旨主張する。
- 2 しかしながら、そもそも調査審議については、その公正性を担保すべく、教科書調査官及び検定審議会の委員には、当該年度の検定が全て完了し、検定審議会の答申に基づく文部科学大臣の検定結果が一般に公開されるまでの間、白表紙本しか提供されず、各白表紙本の申請者に関する情報に触れない工夫がされているのであって（被告国準備書面(II) 15ページ）、被告委員らが、本件検定に当たり、本件申請図書を不合格とすべく申し合わせた事実はない。

また、本件申請図書に付された405件の検定意見中、「誤記、誤植又は脱字」（検定基準第2章3（2））を理由とするものは29件にすぎず、かつ、その修正対応がされた後もなお「誤字、誤植、脱字」を残すものであったことは、既に述べたとおりである（被告国準備書面(5) 20ページ）。以上からして、被告委員らが、本件申請図書を不合格とすべく「執拗に誤植をチェックし」との評価は当たらないし、誤植のチェックの結果も29件と「一発不合格」となる376件にはほど遠いものであって、この差を補うために「一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況について」「看過し難い過誤」とみられない程度に意見を付け」とする原告主張が、客観的事実に即さないものであることは明らかである。

- 3 以上のとおり、被告委員らが、本件申請図書を一発不合格にしようと申し合わせ、執拗に誤植をチェックし、それでも一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況について」「看過し難い過誤」とみられない程度に意見を付けた旨の原告の主張は、事実と反するのであって、これをもって「不公正な意図」という原告の主張は理由がない。

### 第3 他社については全く事実上検定をしないという「不平等な取扱い」をした事実はないこと

#### 1 訂正申請の理由に「欺瞞」がある旨の原告の主張は、臆測であって根拠を欠き失当であること

(1) 原告は、日本文教出版及び教育出版の訂正申請には、検定の「見逃し」を糊塗するため、実際は1項訂正の内容であるものが2項訂正で申請されているという「欺瞞」が潜んでいるとし、「甲35の1及び2に（中略）「●」を付した項目はすべて、虚偽の理由を使った申請である」から、「被告は今後、それらすべての訂正申請項目についてこれを覆す反論をしなければならない」などと主張する（原告第八準備書面17ページ）。

また、この点に関し、原告は、自ら行った訂正申請に関して、文科省の「指示」に従い事前にチェックを受けたところ、訂正理由を1項から2項とするようにとの誤った指導を受けたとし、その経験からすれば、日本文教出版及び教育出版の訂正申請についても、文科省が訂正理由を1項から2項に書き換えるよう事前指導を行ったことが「推測」されるのであって、このように訂正項目自体を操作することで、両社は文科省の隠蔽工作に協力させられたのであらうとも主張する（原告第八準備書面23及び24ページ）。

(2) しかし、原告が、1項訂正とすべきものについて2項訂正に改めるよう誤った指導を受けたとする点は、理由がない。

すなわち、原告が挙げる令和4年12月13日の訂正申請（以下「本件訂正」という。）は、令和2年度合格本・270ページの「①ベルリンの壁」の写真の解説中にある、関連する記述を示すページの表記について、「P. 270」を「P. 274」に修正するものである（甲36の1）。ベルリンの壁に関連する記述は、令和2年度合格本において、270ページと274

ページの双方に存在している（甲4）。

このように、ある図や写真等が特定のページの記述と関連していることを示す記載について、当該特定のページに当該図や写真等と関連する内容の記載がある場合は、これを1項訂正の対象となる「誤記、誤植、脱字」等には当たらないものと扱っている。このことは、仮に、当該図や写真等が掲載されているページと、関連性があるとして記載された特定のページが、同一であったとしても変わるものではない。もっとも、同一ページ中の記載を関連記述として示す意義（学習上の効果）は乏しいことから、これを別のページに改める場合には、「変更を行うことが適切な」記載であると評価され、2項訂正の対象となる。

本件訂正について原告から事前相談を受けた文科省は、以上のような考え方に従い、訂正前の「P. 270」の記述については、「ベルリンの壁」の写真が掲載されているページと同一のページを表示するものであるが、同ページにはベルリンの壁についての記述がされていることから「誤記等」には当たらないとする一方で、270ページではなく274ページの記述と関連付けるための修正は、「変更を行うことが適切な」記載であると評価し、2項訂正とすることが適切である旨の指摘（助言）を行ったものである。

原告は、本件訂正において1項訂正であるべきものを2項訂正に改めさせたとの理解を前提に、日本文教出版及び教育出版の訂正申請についても同様に1項訂正であるべきものが2項訂正に書き換えられた証左だと主張するようであるが、以上のとおり、本件訂正に関する原告に対する指摘（助言）は、「明らかに「誤記等」に当たる「1項訂正」である」のにこれを2項訂正に改めさせたというようなものではない。したがって、これをもって他社について「隠蔽工作」があったとする原告の主張は、全くの臆測であって、何ら根拠がなく失当である。

なお、原告が、訂正申請について、事前にチェックを受けるよう文科省の「指示」があったとする点も、そのような事実はない。文科省は、訂正申請に関する事前相談が行われた場合には、訂正内容自体の適否に加え、当該訂正が1項訂正又は2項訂正のいずれに該当するかについても確認し、必要に応じて発行者に指摘（助言）を行っているのであるが、そもそも訂正申請を行うに当たり、文科省への事前相談を求める法令その他の規定は存在せず（乙A2、A3、A5、A10及びA11の1等参照）、文科省において「指示」をすることもない。そのため、発行者等において事前相談を行う義務はない<sup>1</sup>。

(3) 加えて、原告が前記(1)で主張する訂正理由についての分類（甲35の1及び2）も独自のものにすぎず、被告国において、これらを踏まえた個別の反論を行う必要は全くない。

## 2 日本文教出版と教育出版との比較において、不公平な検定である旨をいう原告の主張に理由がないこと

---

\*1 教科用図書の発行者等は、検定の決定の前後を問わず、教科用図書の発行を自らの事業として行う者として、校正の責任を負うのであって、その結果、検定の決定後に、記述の修正を要すると判断した場合には、発行者自ら訂正手続を行うこととなる（被告国準備書面(5) 12ページ）。訂正手続では、教科用図書としての記述の正確性を確保する観点から発行者等に訂正の義務を課す1項訂正、及び検定手続において検定基準に照らして検定意見相当箇所の指摘がなされなかった記述等を対象に、その適切性を確保するため、発行者等の自発的な判断により訂正を認める2項訂正がある（被告国準備書面(5) 13ページ）。上記二種類の訂正申請は、いずれも発行者からの申請により行われるものであり、円滑な制度運用の観点から、発行者が訂正申請を行おうとする場合に、文科省に対する事前相談が行われることがあるが、当該事前相談は義務的なものではないから、事前相談なしに訂正申請を行うことは当然に可能である。

- (1) その他、原告は、前記1(4)のとおり、原告独自の「訂正内容」に基づく分類を元に算出した「検定率」なる数字を用いて、「検定率が2倍を超えれば不平等である」、「検定率が3倍を超えれば著しく不平等である」ところ、原告についての「検定率」は、教育出版の1.4倍、日本文教出版の1.9倍であり、「1票の格差」に関する判例に照らしても「完全な違憲状態」なのであって、本件検定は不公平な検定姿勢に基づくもので不正な検定であり違法であるとも主張する（原告第八準備書面23ないし29ページ）。
- (2) しかしながら、そもそも本件の争点は、国賠法上の違法性であって、「行政法上の違法」ではない（行政処分の違法と国賠法上の違法は同義ではない。）。

また、教科書検定制度は、各申請図書における個々の具体的な記述について、検定時点における客観的な資料等に照らし、学術的・専門的見地から検定基準に適合しない欠陥を指摘するものであって、異なる申請図書には異なる記述がされており、各記述を個別的・具体的に審査するのであるから、ある申請図書は検定意見が付されず、別の申請図書は検定意見が付されるということは当然に生じ得るものであることは、既に主張したとおりである（被告国準備書面(6)3ページ）。のみならず、本件申請図書が本件検定において不合格とされたことが国賠法1条1項の適用上違法と評価されるか否かは、飽くまで本件申請図書の記述に基づき判断されるのであって、他社の申請図書における検定意見相当箇所とされるべきものの有無に左右されるものでもない。したがって、他社との比較は本件の争点との関係では無意味であって、原告の主張は失当である。

なお付言するに、「検定率」に関する原告の前記(1)の主張が無意味であることは、前記1(2)のとおりであるし、選挙権という民主主義の根幹となる権利についての判例に照らして本件が「完全な違憲状態」にあるなどといえ

るものでもない。

以上のとおり、原告の主張は理由がない。

#### 第4 結語

以上のとおりであるから、本訴訟における原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上